

改正

平成20年4月1日規則第8号

平成24年5月28日規則第34号

令和5年12月20日規則第10号

令和7年3月31日規則第22号

那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則

題名改正〔平成24年規則34号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定に基づく入札及び契約に関する事項並びに那須烏山市情報公開条例（平成17年10月那須烏山市条例第12号）の趣旨を踏まえた透明性の一層の向上を図るための入札及び契約に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則34号・令和5年10号〕

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、令第5条第1項の規定にかかわらず、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日。以下同じ。）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事のうち予定価格が200万円を超えると見込まれるもの（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る同項各号に掲げる発注の見通しに関する事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、令第5条第2項第2号に規定する公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3 前項の規定による公衆の閲覧は、次条の規定により建設工事を所管する課の長が作成した建設工事発注見通し一覧（別記様式）を次の各号のいずれかの方法により当該年度の3月31日まで閲覧に供することにより行うものとする。

(1) 次に掲げる場所に閲覧所を設け、次に掲げる閲覧日及び閲覧時間により行う閲覧

ア 場所 那須烏山市役所烏山庁舎 総務課

イ 閲覧日 那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）に規定する市の休日以外の日

ウ 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) インターネットを利用した次に掲げるサイト及び閲覧時間により行う閲覧

ア サイト 市のホームページ

イ 閲覧時間 終日（ただし、サーバの保守等を行う時間を除く。）

4 前3項の規定により公表した発注の見通しについては、毎年度7月、10月及び1月に見直しを行い、当該発注の見通しに変更があるときは、変更後の発注の見通しを前3項の規定の例により公表するものとする。

全部改正〔平成24年規則34号〕、一部改正〔令和5年規則10号・7年22号〕

(発注の見通しに関する事項の作成等)

第3条 建設工事を所管する課の長は、当該年度の予算が成立したときは、速やかに4月1日現在における前条第1項に規定する建設工事に係る発注の見通しを建設工事発注見通し一覧により作成し、総務課長に提出するものとする。当該発注の見通しに変更があるときも、同様とする。

全部改正〔平成24年規則34号〕

(競争入札に参加する者に必要な資格等の公表)

第4条 市長は、令第7条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 前項の規定による公表は、令第7条第4項に規定する公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

3 前項の規定による公衆の閲覧は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を第2条第3項各号のいずれかの方法により公表する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供することにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格 次に掲げる書類
  - ア 那須烏山市競争入札等参加資格審査規程（平成24年3月那須烏山市規程第12号）
  - イ 一般競争（指名競争）入札参加資格申請提出時に定めた要領等
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格を有する者の名簿 入札参加資格管理システムにより出力した競争入札参加資格者一覧等
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準 次に掲げる書類
  - ア 那須烏山市建設工事等指名業者選定規程（平成24年3月那須烏山市規程第13号）
  - イ 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程（平成22年3月那須烏山市規程第6号）
  - ウ 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程運用基準（平成22年3月29日制定）

追加〔平成24年規則34号〕、一部改正〔令和5年規則10号〕

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第5条 市長は、令第7条第2項の規定にかかわらず、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものの契約（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）を締結したときは、当該契約ごとに、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、同項第1号から第8号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 前項の規定による公表は、令第7条第4項に規定する公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

- 3 前項の規定による公衆の閲覧は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を第2条第3項各号のいずれかの方法により公表する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供することにより行うものとする。
- (1) 一般競争入札を行った場合において一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格 当該入札の執行に係る入札公告の写し
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由 次に掲げる書類
- ア 一般競争入札参加資格申請者一覧
- イ 一般競争入札参加資格確認通知書
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由 指名業者選定調書
- (4) 一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項 入札状況調書及び契約結果調書
- ア 入札者の商号又は名称及び入札金額
- イ 落札者の商号又は名称及び落札金額
- ウ 落札者の決定において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- エ 落札者の決定において最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- カ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- キ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ク 契約金額
- (5) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項 当該入札の執行に係る入札公告又は指名通知の写し並びに入札状況調書及び契約結果調書
- ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
- イ 落札者決定基準
- ウ 価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- エ 落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (6) 随意契約により契約を締結した場合における次に掲げる事項 随意契約結果調書
- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 契約の件名及び工事、業務履行又は納入の場所その他の契約の概要
- ウ 契約に係る工事期間、履行期間又は納入期限
- エ 契約金額

オ 当該契約の相手方を選定した理由

- 4 前3項の規定により公表した契約について、契約金額又は工事期間若しくは履行期間の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第4号カからクまでに掲げる事項及び同項第6号イからオまでに掲げる事項並びに変更の理由を変更契約調書により公表するものとする。

追加〔平成24年規則34号〕、一部改正〔令和5年規則10号・7年22号〕

(契約結果調書等の作成等)

第6条 前条第1項に規定する契約事案を所管する課の長は、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結したときは契約結果調書を、随意契約により契約を締結したときは随意契約結果調書及び見積状況調書を速やかに作成し、総務課長に提出するものとする。

追加〔平成24年規則34号〕、一部改正〔令和5年規則10号〕

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成24年規則34号〕

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月28日規則第34号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日規則第22号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

